



古
一
利
初
篇
一

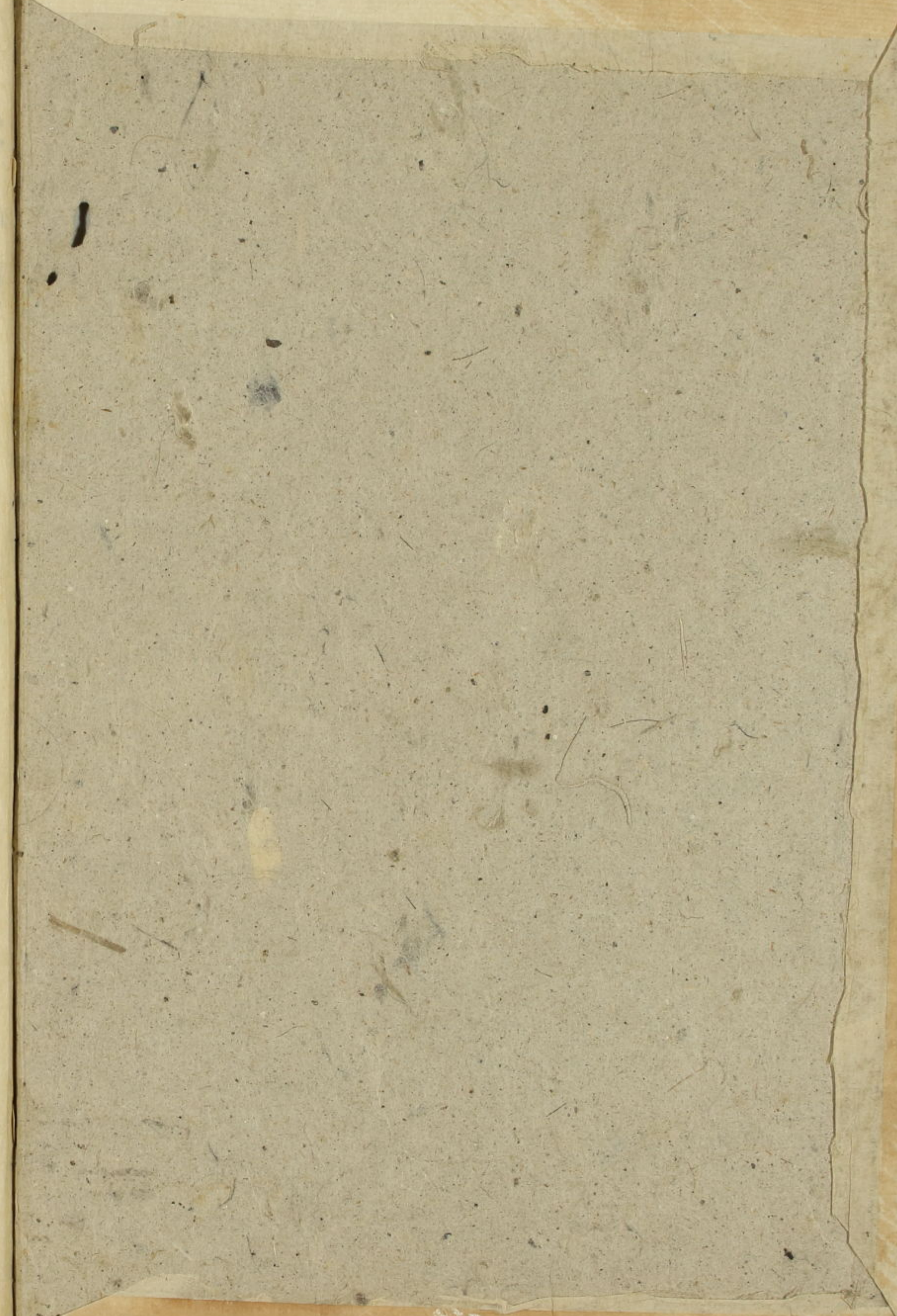
僧 5
508
1



地蔵神事ノ巻



Faint vertical text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.



呼ぶ所の名の一不二号の取らぬ事あり

○寛永十七年庚辰にや幾内年死するゆゑを

近海砂川之治部五ヶ庄に民祈りて

云々

云土地の神に伺ふ事あり

祭事

よりいづれ

本源自性院関白
信尋公
法名應心

ありと

和歌

○井伊家功臣菴原某子公陳此降云腹痛ヤ

物之

之

海

命

十

ま

○母

り

息

御

歌

くも紫之今をのこばまりき次と云此代まつまり

○蛇に定のあるとの帝に有るして天百編所保安三年五月

十四日此條改二品親王白川堂長賜寺帝危蛇あり山出来

あり天被食殺つと云れり也

○藤原南家の祖武智磨とつてこれ武ハタケテこれト云ひ

那なり日本記新紀より古者為尊貴為武智ト云ふ

これト云へ大田重光の貴をよと

○足利公方家系山殿と稱し一室所殿と稱しこれ

此と文明の中平六月勅命と改し云せし也宗華集

○公方家系此所と殿中と呼義海公の時より稱せし

とのや殿中年中行事し云くこと

○東武忍園坂本本養玉院ハ天台の古院にてとハ之明

院と稱せし慈眼大師東廠ハ創建此幼自れ極

家と云く此寺に讓也一物未鳥九家息院主の時

新嘉と云て此法の事を勸故に才子日神家息某

僧都と号すを流小配せし也之明院の邪流と云り

此ありし也中平寺を改て揚玉院と号し

又申せし言に立川の邪流天台に日蓮の異流

澤上に一会衆の別稱稱ふこと倍れあやしき事

此の迹を又台門は之明の邪流稱ふに正三此邪稱

ありて在る或いとたりぬ

○御土御門院明應九年に崩御朝廷衰微の日なり

と云観抄篇邵子く流又んくり 歌国にまればあり
ゆゆりり 必す海小信しとふ

後ら富上足ふらふらふら山男とくわわを林羅のまにうも
んくあめちいわりをくくまを

譜牒此重しとる多し何と書字叙に詳なり異邦
清明其祖とあり時知多支流是會一各等とては
可の宗多と出してては流も又せしむる也
流しとて物も編一文字を整理しとる何とて徳誠
しと改免しむ又不肯事己く家業を他に賣成
自費又て度とて流とて支流とて多し
者ありとて官も若く刑に處しとて之りあも家
業ハ甚成此は流とて一徳文の實中と編

後世此流とてそのなれハ家く重貴とてその
所神國古く和しとて後多の護謀とて是と流
省小覆了しとて中智省ハとて一書書察ハ是
むる也とて亦とて記して是れ子孫に傳へし
又庶とてとて是れと保しとて其卑とて是れと
物あり及んてとて文のなと多しとて其の者あり
あぬ人の齋ありとてあり

○越ノ白根越ノ白山ハ加多玉之徒後系極歌ふてに
光とてつけてるすなはちこれ白根也とて此
うし多しとて一頁ふありとて和ノ山物とて和ノ中
後之別はとて但上宮太子の雲上死小越後

国古志山と記せり古志郡ありて伊予にや神保浦神保回 古志郡

神海神神中 一これ海も又別ほしよし歌あり

○昔州北殿司好盡 將軍義持公に侍りてとをむこと

みよハ書とてしこれいしに殿司とて則書に於て

ハ定例一とありて年々此衆信好して侍るをせし

寺中多るありて好せりてハ遊戯の興師あり

人平ハ不歎とて多き事くハこととて好し一此と云

乃少書一書これと依しむ取人にてとて多る侍

境内ハ好なり一此也

今在信師系不任師人の見事と宗と一云すハ屋辰殿場と
はる奇流ハ利とすけといふ此三人衆人等ハ元伊能のみんまると
いそめ
くまへ

○在俗此と書封に五大力菩薩とありてを方ありて中

りるありありやと曰按と小新部五大力と云遊地地小

智人今とらとありて南都般若寺あり五大力菩薩符

章に多し記すて書物此封に書と云

○帰家日記三冊是ハ京極高豊讃別九亀 城主御中守 此母堂に伝

し女房井と女 谷道 元禄二年夏東より西に帰るより日記

なりハ婦人知り惠敏よりて書と後詩と編し

わふと海と好三四本 一書此内小阿のりてとて人々

よりよしとてりて其此海をれやのりてとてありて此

天龍川詩

天龍河上天龍去 龍去河留二水流

又河東と毒のまゝいと落しうさうさの
奇花山院は皇代制ちかしりあし物もさぬ
甲子人れ得りしと法を ありにさるすたのる
所鄙れおししと

新給進集の御可せと多し名は福川親長にくだれりうせ
のいりみむりうりうとぬのえにさるすたのる

○ 少げんさうと 呼ぬ振死実ハ善賢堂とてふる宣胤

ハ文龜二年記詣干本念佛 善賢堂縁盛之とて

善賢堂むりうさう編ニ盛にさるすたのる

但般若照百首懺の詩叙にい梅のしとて武曰善
賢堂ハ和訓鼻與花音同花之白旦又者如善菩薩
所乘白象之鼻之と物也ハ少げんさうとてふる

○ 小野小町う新 白して花のまに

少中少町ち千の果流井半有死之光慶々百人

一首抄同之 為定の伝 井半有山城玉相良卿井半

里光眼有と号ん橋諸兄建之の有と

○ 法名公常序此祝名曰ちさうの 風俗ありし

とすはるゝあゆハ富家貧戸元三家の入口なるを
圍爐裏と可申秘多し何つくそと小疊しき家の
と又ぬとさあゆ相年の客と換も門あハ必むし
と直して賀客あ有はこれハ儀一入家の喜自う候
所くゆのしと新考に入て又此を客を寛此致小

あいつらとて詔を侍せり治承二年の冬
之の事もふしりある事二十斗の
之の事もふしりある事二十斗の
之の事もふしりある事二十斗の
之の事もふしりある事二十斗の
之の事もふしりある事二十斗の
之の事もふしりある事二十斗の
之の事もふしりある事二十斗の
之の事もふしりある事二十斗の
之の事もふしりある事二十斗の
之の事もふしりある事二十斗の

沙汰付そも元三列譜代の沙汰人
元朝表版ソウ、
中古民家の買取の云ふ事

又此列沙汰の事
又此列沙汰の事
又此列沙汰の事

。わらう一九月十三夜の月を
八月十三夜の月を
細川三女
つらうして我位

昔人の名優訓徳をとりててその後とては
 合問 董文 急發 發生 乙敵 訓儒
 巨勢 磨 至復 在公 真能 守 仁道 直作
 藤 五百城 三成 亥上 千乘
 けれ多し入りて下く藤氏上代の人名のも其二三
 とはとて其のみの記しをとりて二ハと流し

○ 舞水ノ朱氏談綺
 唐ノ時二月望五月五日七月九月九月九日及冬至
 五節 唐ノ時二月望五月五日七月九月九月九日及冬至
 唐ノ時二月望五月五日七月九月九月九日及冬至
 唐ノ時二月望五月五日七月九月九月九日及冬至

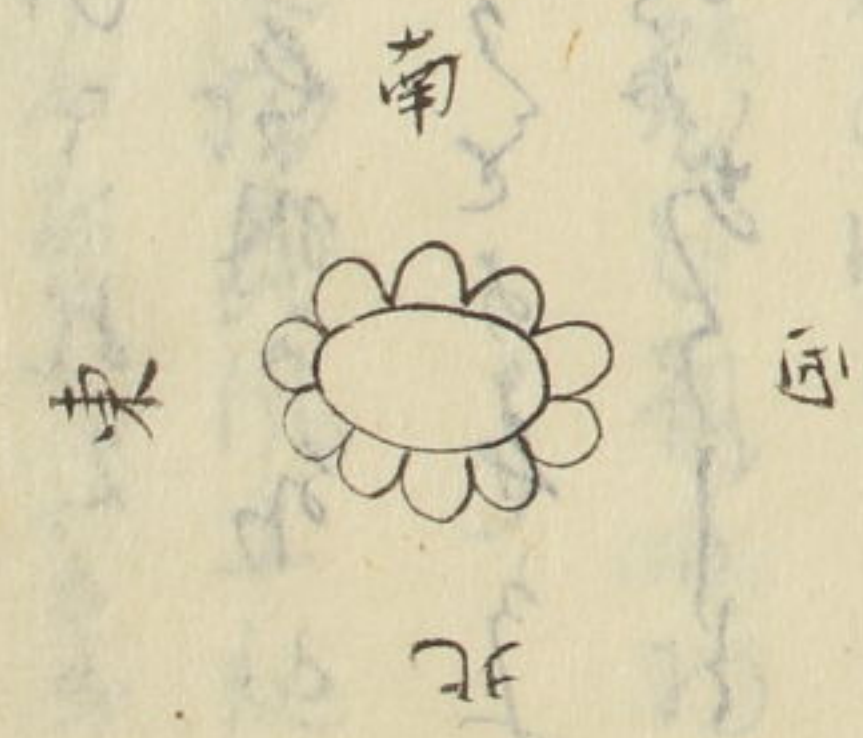
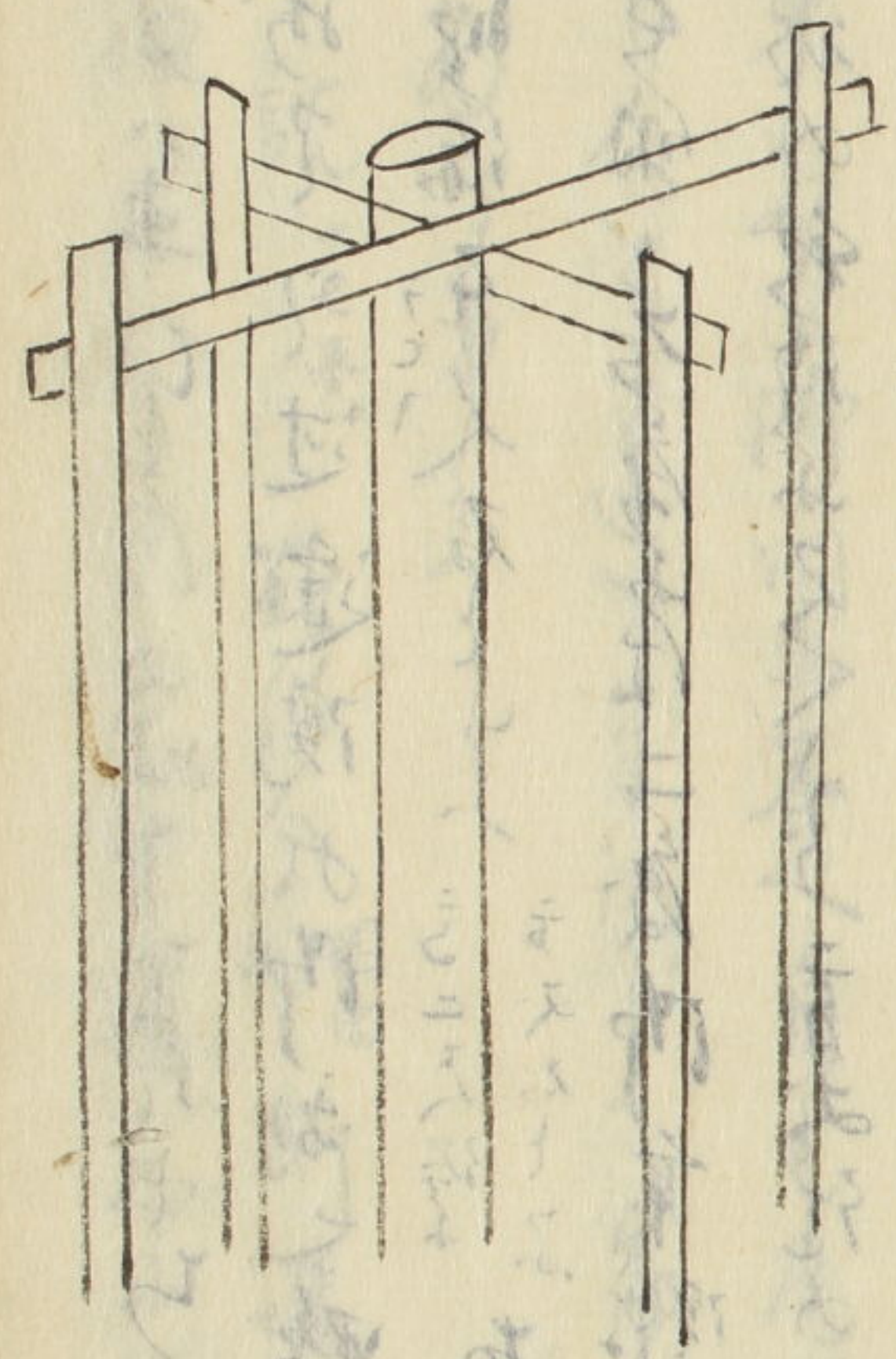
明朝五節清明端午中秋久しと

寤田事 日本評定 牙城 本丸 外四羅 關 二相 三ノ九一曰
 癩城 ムニクシ 嘹哨 高賣人 垣 塙 箭眼 ヤサマ
 銃眼 銃炮サマ 鴟吻 鬼カワラノ類シヤヤコ
 連襟 アコシハ 親家 アヒヤヤ 枕 荊 己ア毒 二婚 再嫁ノ
 望門 未嫁シテ其又 健歩 飛脚 ム 映午 トリ午 劊 午 スヘモノ
 喝營 ノリ 化貞郎 ムニモノ 紅抹額 流取人頭 ア 先凡 龍 九喰の
 兜肚 カケ 合柱 農又ノ販頭ヨリ背マテ 菓脚 編又ハ本綿ヲ調フス
 廻鉤 ホシ 函 純 日四 束 月五端 ナリ 哆 囉 呪 テニヤ 戒 毬
 硝子 ヒイトトト同ク 敬 面 書物ノヒヤウニ 笠 牙 箆 藏 象牙ニ
 ヒイトトト同ク 敬 面 書物ノヒヤウニ 笠 牙 箆 藏 象牙ニ

○或問伊勢二所大神宮造り此心柄とて神祕の
 半ありといふ曰凡神家の御事 悲家客易なり
 夏帳多し一但心御柱記と按ると大田今神
 造進の由るも豊受天降本記に四徳天五行地
 此象にして經に寸七五尺五線の線と以て纏い八重
 柳にて飾ると云く一名三心柱又ハ天の御柱或ハ天
 御量柱等名あり 二所神宮の建つ天流社少は
 無し 三御柱の中ハ入申 二天地と云之但一積石
 あると云て二尺五寸取立と云く五穀の粥と揚り 大土上の
 字あり也 御柱記より云く此外古傳ハ内宮神道
 家記に云く一凡此等皆謝鬼の身なり云々ハ御柱記

たり又云く一陰陽あり 治法に云く此家塔の
 地法令柱と連金垂と埋し五線の纏と柱をまき
 五穀の粥酒等ハ上より傳ふれ 古法之神あり
 中江より陰陽あり 又家記の行多と司いふは
 夏と云く多し云々

心ノ御柱ノ意 本武の意ハ神ありて
 畧して井ノ



鯉鰯人これ流しんふらち小夫と押しめり連給
この馬より御とせし 御前の置しとる者なり

天王寺四ヶ院 凡大寺小寺昔此四院の寺ありし

敬田院 衆生帰依の場新悪徳の處
是坊舎なり

施薬院 業仲とうく方に降し薬と製す

療病院 此院病者と多きせしとて
世にせしなり

悲田院 貧窮無頼の民と多きて住せし
是れなりと云せしなり

梅とくしんりく揚州にありて國府輪船中三千米とて
貴司にありしと云人々天王寺村臨田逆頓堀天
内日々可乞兒寄りの地ありて長く今風と云ふ地
と看顧する者と長吏と稱し凡後世に今風の地あり

とくしんりく揚州にありて國府輪船中三千米とて

泉別堀ありて 日蓮宗 此堀其後に運送ししと云ふ
此堀一自然なるものなりと云ふ歌唱ありしなり

うすいゆしと云ふ

○我府下永安寺ハ海井 徳吉守長政卿の菩提道場
なりし今ハ此寺ぬ人なりしと云ふなり

永安寺殿負菴道松居士 志願寺

○土茯苓と山帰草と云ふは 法華の草にありし草高
釋冷飯團等の異名の外今清船に載りて土茯苓

の代名に鹿樞の字ありし也亦中子にありし也

藥
草
日

○ 藥水

藥草字日見毫別元君碑元醫所書ノ額字ニ藥原ノ二字ヲテ醫詔

○ 大母

音鳥 大母 音鳥 大母

○ 大翁

音荒 大翁 音車上声 推明

○ 是字の字誤字ハ二字ト云ル

○ 矣

與分日元菴カ曰古文同文放文醫先問其連統之字而後答之
曰不然則字受同漢ノ者受實是なり

○ 詩と仙と小字之字才五字或ハ平或ハ仄格ハ凡通

○ 曰しつハ短ハ之或人元醫員に同取人の詩多尺也

○ に平字と音い又仄字と音い 或ハ元曰と音い 排律

○ 此格や凡行ハ音註に蒙りて其格ハ之排律樂

○ に可いといして文字ありて其格ハ之排律樂

○ 或僧中教と書り元醫員に及せりて其格ハ之排律樂

○ 其の字の字誤字ハ二字ト云ル
又其の字印ハ其格ハ之排律樂
其格ハ之排律樂

○ 東鑑よ十字と云ふを今人饅頭のことと云ふ

○ 此字ハ饅頭ハ其代ハ之排律樂

○ 名之晋書に五條上平新十字則不食と云ふ

○ 其格ハ新と醜に之排律樂

○ 多人割して其邦山西の客ハ南院人等と云ふ

○ こととハト云

○ 八朔風俗ハ其格ハ之排律樂

○ 今柳管家殊文字ハ之排律樂

馬に引し元正のこしし 御も給ふ京の御定りて歌詠ハ
善哉の柳小杉春はけてきつめりれりくきしし
こしし ちりりのおふハ可るるふんまこ之りんこし

○ 御柴 武庫 北 山宗仙寺に 新藤原院真阿彌陀佛 武庫の永井にこの壘の傍り 由以寺の御柴の壘

○ 土佐家の世ハ傳所從五位下土佐守後原經隆之れの子
越前守行光其子越前守克重其子土佐守廣

周 澤正 相續傳所よりれ又應周の子刑部左輔光信
其子土佐守光氏 刑部 左輔

其子土佐守光氏 刑部 左輔
其子土佐守光氏 刑部 左輔
其子土佐守光氏 刑部 左輔

幕府にけり

其の土佐家の世ハ傳所從五位下土佐守後原經隆之れの子

○ 傳所從五位下土佐守後原經隆之れの子
其の土佐家の世ハ傳所從五位下土佐守後原經隆之れの子

○ 傳所從五位下土佐守後原經隆之れの子
其の土佐家の世ハ傳所從五位下土佐守後原經隆之れの子

○ 傳所從五位下土佐守後原經隆之れの子
其の土佐家の世ハ傳所從五位下土佐守後原經隆之れの子

○ 傳所從五位下土佐守後原經隆之れの子
其の土佐家の世ハ傳所從五位下土佐守後原經隆之れの子

なうしーし思ひこられ侍りし一子嫁て子部一り
しりし和山より沙列業より富一侍りし一沙師の
吏所より一人今以沙園に之産をつててあそぶ
てふよはも之思ふ者ありし也あふれさぬ結と
ゆしー侍りしー

○今日 淡海公奉 允先折後娶為妻妾難會故猶離

之 勅而撰

又也と嫁と法を絶て父母父母伯叔父母兄弟
親族を留力從母從兄弟にそて礼と嫁娶と
申合はるる事と礼とて交らざるを折とすた
ハ折子母通一後絶乃い父母ハ折て己小燈娶

すもともて後折通一折を發する者從い此等の
親にあらざるは亦断列せしむるに長喜地公此に
解はるる事と我も燈燭に礼をす事と見たり
○宇野止事 毒松元範 子徳丸ハ楠正儀に父と
共せし事と絶せしめて光範にゆきとれは志を
引くして一刀を打てしむる毒松の軍營にあり
とくして正海に送る一うらも事なきし
ウハ正海にらるる事と折も之に從てし文
れ能くしにありし事と折も之に從てし文
日を送る一父ハ七回も思ふ事と折も之に從てし文
とせしにそ白し正海に元後也和因和

此漢文のしれずるに疑む

○^蘇秋^氏の譯文^案蘇^案蹄曰和國礮^{ツノコ}取^コ盧^コ島^{して}たのこハ

又^稱又の移^稱らハ^稱物^稱作^稱ヤ^稱ま^稱こ^稱り^稱の^稱と^稱ら^稱の^稱り^稱と^稱移^稱ら

き^稱移^稱ら^稱み^稱等^稱の^稱と^稱し^稱と^稱の^稱こ^稱の^稱唐^稱音^稱倭^稱ぬ^稱國^稱

む^稱ら^稱と^稱と^稱と^稱略^稱して^稱係^稱と^稱し^稱よ^稱後^稱小^稱同^稱き^稱れ^稱わ^稱ぬ

字^稱より^稱改^稱じ^稱ら^稱れ^稱し^稱よ^稱ハ^稱大^稱宋^稱大^稱唐^稱の^稱と^稱ら^稱の^稱如^稱

日^稱下^稱乃^稱也^稱ぬ^稱あ^稱り^稱山^稱逆^稱の^稱玉^稱帝^稱都^稱の^稱内^稱大^稱和^稱と

書^稱より^稱ハ^稱昔^稱の^稱如^稱に^稱似^稱たり^稱平^稱安^稱城^稱より^稱な^稱り^稱て

高^稱ろ^稱和^稱と^稱書^稱向^稱ハ^稱あ^稱ら^稱ず^稱の^稱と^稱ら^稱り^稱と^稱し^稱ハ^稱あ^稱ら^稱ず^稱と^稱ら

礮^稱取^稱盧^稱島^稱の^稱ま^稱と^稱又^稱又^稱の^稱こ^稱と^稱と^稱ら^稱ハ^稱四^稱事^稱記^稱の

説^稱り^稱れ^稱と^稱改^稱今^稱の^稱改^稱り^稱た^稱事^稱談^稱大^稱省^稱天^稱白^稱玉^稱の

少制^稱す^稱、日^稱の^稱如^稱名^稱ハ^稱あ^稱ら^稱ず^稱是^稱延^稱喜^稱講^稱記^稱
弘^稱仁^稱記^稱序^稱に^稱改^稱り^稱た^稱事^稱と^稱以^稱て^稱と^稱
者^稱あ^稱ら^稱ず^稱と^稱似^稱たり^稱

今明法の如きハ大なる文字ヲ難音にし左の如きは其ハ
在る所 其の列声 何れ也
此と原を流しつ小全これ漢を

和訓^稱は^稱百^稱海^稱の^稱玉^稱仁^稱より^稱改^稱り^稱た^稱王^稱辰^稱糸^稱に^稱定^稱は^稱漢^稱中^稱の^稱字

是^稱代^稱し^稱と^稱歴^稱く^稱是^稱漢^稱新^稱編^稱より^稱桓^稱武^稱三^稱皇^稱延^稱暦^稱十^稱年

決^稱せ^稱と^稱し^稱と^稱漢^稱音^稱と^稱習^稱し^稱む^稱日^稱也^稱年^稱勅^稱漢^稱書^稱に^稱漢^稱

是^稱を^稱と^稱用^稱し^稱事^稱勿^稱ら^稱し^稱む^稱是^稱より^稱ち^稱そ^稱の^稱家^稱及^稱各^稱を^稱改^稱り^稱

校^稱定^稱漢^稱と^稱用^稱し^稱兼^稱安^稱以^稱后^稱是^稱所^稱入^稱宋^稱し^稱明^稱庵^稱師

祖^稱也^稱今^稱宋^稱と^稱交^稱り^稱送^稱陸^稱元^稱庵^稱右^稱無^稱佛^稱光^稱寺^稱に^稱改^稱り^稱

一條大納言

滋野井中納言

油小路中納言

今出川中納言

風早宰相

耳西路寺宰相

同宰相

油小路大納言

庭田頭中將

諸家勅文

天業 周易曰聖人以通天下之志以定天下之業

奉行

傳奏

元文 周易曰黃裳元吉文在中也

大曆 晉書曰應大曆處聖也相承

享保 後周書曰享茲大命保有萬國

明寶 藝文類聚曰後子明辟還兼寶國

右 兼原

式部權大輔兼原長義

保和 周易曰乾道變化各正性命保合大和乃利貞

元長 周易云元者善之長也

天明 孝經曰則天之明因地之利以訓天下

萬寶 文選曰萬字大兮萬寶以之化

和德 周易曰和須於道德而理於義窮理盡性以至於命

右 高辻

文章博士兼原總長

大亨 周易曰大亨無咎而天下隨時

文長 史記之文武並用長久之術

天龜 金雅注疏曰天龜俯地龜仰東龜前南龜卻西龜北北龜右

右從其編

右 東防城大學頭菅原資長

明和 尚書曰百姓熙熙昭昭萬邦

藝文類聚曰喜祚日延

喜延

永安 晉書曰濟育群生永安万国

右 五條侍從菅原在廉

紹明 尚書曰紹天邇即命

天保 毛詩曰天保定爾

延享 藝文類聚曰聖主壽延享子作之吉

右 清園 侍從 菅原致長

以正德六年改為享保元年

七月朔 關東改元之令

。或問無官大夫敦盛の書沙乳堂に「病と形ゆ免」と

「りし事あり」と云按案使資賢編此也敦盛「又乳好

に新寛園利行乳堂此才子「りし」別紙ありて「生」

如佛尼公「行り」新治元年行乳堂の偏に「院」を建

て蓮花院と号して「行り」一旦後醍醐院の皇子勝法

院の王阿上人病の「あり」加あり「尼」之相三郎と

制を「新寛」として「可」おせ「上」人此病を「押」

「めら」也「變毒」い「り」「年」を「あり」「是」を「行」

傍廟を打しつゝ

所載堂ハハリ檀林皇后の制建云々
王阿上人以来時子ハ奇ト多ク云々

○一年子部年也某此町にあり一女醫科に為り死

七類八例向乳悲声櫻子の痛呻ハ似々白之頭腫

く裂心腹刺すけ又々女子許多此上に死

お獨りく三ヶ月三日一子腹を死一に死一

女毎下胎此年と受りて年一鳴呼壞胎

此忍事と一活命一毒殺せ一取報

よぬり一人ヤ異邦に一死格あり一名色流り

京都の白牡丹名下胎の事と貨りて業一

何れ一子一旦病に一死一腫潰洞開一

嬰

久に叫んで日數百櫻兒嬰身一腹袋と吐甚苦痛一

思慮一夜是毒と一以て胞胎と破一そ一之家人

乳一我一所高一方書と一替て世傳一此中

罪と謝せ一死一月と委死一

